

「疾病、傷害及び死因分類部会」の再開について

1 趣旨

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(以下「ICD」という。)に準拠した「疾病、傷害及び死因に関する分類」(平成21年総務省告示第176号)は、統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項に基づき定められた統計基準であり、産業分類とともに我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。

ICDの我が国への適用に当たっては、各国の適用状況を配慮しつつ、我が国の事情に最も適した形での導入を考慮する必要があるとあり、その審議のために、医学の各分野について専門的知識を有する学識経験者からなる「疾病、傷害及び死因分類部会」(以下「部会」という。)が、統計分科会のもとに設置されているところである。

今般、世界保健機関において勧告されたICDの改正について、我が国への適用を検討する必要が生じたことから、現在休止中である当該部会の活動を再開するものである。

2 審議事項

- (1) 現在、施行中の「疾病、傷害及び死因に関する分類」は、ICD-10(2003年版)に準拠している。世界保健機関において、2003年版以降に勧告された一部改正部分を我が国に適用するための告示の改正に関すること。
- (2) その他必要な事項。

3 構成及び当面のスケジュール

部会メンバーは、医学的知識を有する学識経験者である委員、臨時委員及び専門委員から統計分科会長が指名する。

世界保健機関が勧告したICD-10(2010年版)の我が国への適用に関し厚生労働大臣から社会保障審議会へ諮問がなされた後、平成25年10月から12月までの間に第1回会議を開催する予定。平成26年度中に検討結果を集約し、答申内容を決定する予定。

4 庶務

部会の庶務は、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課国際分類情報管理室において処理する。

ICD の改正に関する WHO の勧告について

- WHO は、新しい疾病、臨床（医学的）知識の変化、医学用語の変化、分類表の一層の明確化等に対応するため、ICD-10 の改正（Update）、すなわち ICD-10 のままの改善（大改正、小改正）を加え、バージョンを更新することとしている。
- 改正の原則は、「基本分類表（tabular list）」の改正は3年ごとの「大改正（Major change）」と毎年行われる「小改正（Minor change）」に分けられており、基本分類表に影響を与えない「索引」については、毎年改正される。
- 大改正については、毎年10月のWHO国際統計分類（WHO-FIC）協力センター年次会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち大改正に該当する更新事項が、翌年公表され、指定された大改正の年の1月から施行される。
小改正については、毎年10月のWHO-FIC協力センター年次会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち小改正に該当する更新事項が、翌年公表され、その年の翌年1月から施行される。

[参考]

* ICD の改善

●改訂（Revision）

例) ICD-10 → ICD-11 10年～毎に1回

●改正（Update）

- ・ 大改正（Major change） 3年に1回
- ・ 小改正（Minor change） 毎年

* 大改正と小改正の区分

大改正（Major change）	小改正（Minor change）
<ul style="list-style-type: none">・ 新たなコードの追加・ コードの削除・ コードの移動・ あるコードについて、3桁分類項目のカテゴリの変化を伴う索引の改正・ 罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えるルールもしくはガイドラインの改正・ 新たな用語の索引への導入	<ul style="list-style-type: none">・ あるコードについて、同一の3桁分類項目のカテゴリ内における索引の修正もしくは明確化・ 内用例示表もしくは索引の強化（例：包含、除外項目の追加及び二重分類の追加など）・ あるコードについて、概念の変化ではなく表現の強化・ 罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えないルールもしくはガイドラインの改正・ 誤植の修正